

平成 28 年第 13 回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 平成 28 年 12 月 22 日（木） 午後 1 時 32 分開会
午後 3 時 54 分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎 5 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 末信 丈夫、寺西 玉実、中山 智恵子
- 4 欠席委員 横山 和明
- 5 出席職員 教育部長 片山 祐子
教育部教育総務課長 山田 明彦
教育部教育指導課長 中重 秋登
教育部生涯学習課長 花田 譲二
教育部教育総務課総務係長 宗綱 秀臣
教育部教育指導課学事係長 住岡田 浩
教育部教育指導課指導係長 東 直美
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程 日程第 1 教育長報告
日程第 2 議案第 49 号 庄原市学校職員服務規程の一部改正について
日程第 3 議案第 50 号 平成 29 年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について
日程第 4 個別報告及び協議事項
- ・ 平成 28 年度第 4 回庄原市議会 12 月定例会一般質問の概要（教育委員会関係）について
 - ・ 庄原市学校適正配置検討委員会の提言について
 - ・ 庄原市無形文化財の指定解除について
 - ・ 庄原市学校 I C T 機器等整備基本計画（案）について
 - ・ 第 2 期庄原市スポーツ推進計画（案）について
- その他

－ 開会 午後 1 時 32 分 －

教育長 ただ今から平成 28 年第 13 回庄原市教育委員会を開会します。横山委員は体調不良により欠席届が提出されております。会議日程に従い議事を進めます。

日程第 1 教育長報告

- 教育長 日程第 1、教育長報告を行います。
- ・ 職員団体広島県教職員組合による争議行為の計画について
 - ・ 庄原市学校適正配置検討委員会からの提言について
 - ・ 庄原市議会 12 月定例会について
 - ・ 来年度の庄原市教育フォーラムについて
 - ・ 様々な行事への参加について
- 続いて、教育部長からの報告をお願いします。
- 教育部長 ・ 平成 28 年度 12 月補正予算について
- 教育長 各課報告をお願いします。まず、教育総務課からお願いします。
- 教育総務課長 ・ 全域的教育環境等整備事業及び焼却炉解体撤去作業野の完了について
- ・ 廃校施設・備品等の有効活用について
 - ・ 遠距離通学児童生徒への支援について
 - ・ 学校給食共同調理場の再編について
 - ・ 奨学金制度による就学支援について
- 教育長 教育指導課からお願いします。
- 教育指導課長 ・ 学力向上のための実践交流会について
- ・ 生徒指導対策について
 - ・ 児童・生徒の動向について
 - ・ 教職員の動向について
- 教育長 生涯学習課からお願いします。
- 生涯学習課長 ・ 人権作品の入賞作品の表彰について
- ・ 自治振興区における生涯学習の推進について
 - ・ 庄原市子供の読書活動推進計画（第三次）の策定について
 - ・ 比婆山熊野神社解説本出版記念第 3 回講演会について
 - ・ 庄原市スポーツ推進計画の策定について
 - ・ 平成 28 年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について

日程第 2 議案第 49 号 庄原市学校職員服務規程の一部改正について

- 教育長 日程第 2 議案第 49 号「庄原市学校職員服務規程の一部改正について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 教育指導課長 議案第 49 号 庄原市学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について説明します。提案理由ですが、広島県の子育て支援部分休暇の新設等に対応するため、所

要の改正を行おうとするものです。具体的な内容ですが、子育て支援部分休暇は平成 26 年 4 月 1 日から広島県で設けられたもので、小学校 1 年生から 3 年生を養育するために、勤務しないことが相当と認められる場合に取得できる休暇です。例えば子供が病気にかかったり小学校や放課後子供教室などへの送迎が必要な場合とかが該当し、30 分単位で勤務時間の始めか終わりに 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲での休暇が認められます。

新旧対照表では、第 6 条の見出し部分に子育て部分休暇を追記しています。本文では第 6 条第 7 項部分について子育て部分休暇を追記し、休暇簿の様式第 8 号を追加しています。これに伴い、以降の様式が 1 号ずつ変わっています。

第 9 条第 3 項ですが、これまで「報告書」と表記していたものを「研修報告書」に変更しています。これは報告書の様式が研修報告書となっており、今回本文内の記述も合わせて修正します。第 10 条の最後の部分に、「庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第 23 条に規定する特別活動における出張については、この限りではない。」との記述を加えています。これは修学旅行や山・海・島体験活動などがこの特別活動に該当し、事前に学校から実施内容や帯同する教員などを記載した実施届を提出させるため、これに重ねて様式第 13 号の提出を求めないよう簡略化を図っています。その他、総務課法制係より指摘を受けた語句の修正や根拠法令の改正などによる修正を合わせて行っています。なお、休暇の積算が 1 月からのため、附則としてこの訓令は平成 29 年 1 月 1 日からの施行としています。説明は以上です。

教育長 ただ今の説明について、何か質疑、意見等がありますでしょうか。

全員 (なし)

教育長 議案第 49 号 庄原市学校職員服務規程の一部改正について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

全員 (挙手)

教育長 挙手全員ですので、議案第 49 号は可決されました。

日程第 3 議案第 50 号 平成 29 年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について (非公開)

教育長 本日の議案審議につきましては「秘密会」とした分も含めて、以上です。

日程第 4 個別報告及び協議事項

教育長 本日の議案審議につきましては「秘密会」とした分も含めて、以上です。

日程第 4 個別報告及び協議事項に移ります。事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 教育総務課からは 2 点あります。まず、平成 28 年度第 4 回庄原市議会 12 月定例会一般質問の概要について、教育長答弁をまとめたものを資料にしています。冒頭の教育長報告でも触れられましたが、今回庄原市民会館や人権教育啓発プランに関する質問で市長が答弁を行っていますが、教育委員会にも関連するため合わせて掲

載していますので、ご一読ください。

次に、庄原市学校適正配置検討委員会の提言についてです。教育部長報告にもありましたが、12月20日に林委員長と藤谷副委員長が来庁され提言書を提出いただいたものです。新聞報道などもありましたので既にご存知かと思いますが、提言の内容について概要を説明します。

中身は大きく3つの構成であり、付属として6つの資料を添付しています。「1 庄原市立小中学校の現状と課題」では、現状分析や課題の抽出・確認・調査された内容がまとめられています。「2 検討委員会の取り組み」では、会議が計6回開催されましたが、各回でどのようなことが協議・検討されたのかを示すとともに、学校規模や学校配置に関する委員の主な意見等を記載されています。

「3 庄原市小中学校の適正な規模及び配置に関する基本的な考え方」がこの提言書の中心となります。主には「(1) 適正規模について」、「(2) 適正配置について」、「(3) 特に考慮すべきこと」の3つの項目に亘って提言が行われています。「(1) 適正規模について」では本市での理想的と思われる1学年の学級数や規模について提言されていますが、本市の実情を考慮した記述も含まれています。これらの結論に至った理由などがその下に記載されています。「(2) 適正配置について」は、現状の通学区域を変更することによる適正規模の確保は困難であることを踏まえた上で、今後の適正配置に関する基本的な考え方が小学校と中学校に分けて示されています。「(3) 特に考慮すべきこと」では、「①通学時間及び通学距離について」、「②通学手段及び安全の確保について」、「③地域コミュニティへの影響について」、「④その他」の4項目に分けて考慮した上で再編に取り組むべきであるとされています。

最後の「おわりに」では、「学校・家庭・地域・行政が一体となって、学校の規模及び配置の適正化に取り組まれることを期待する。」という文言で締められています。説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、何か質疑、意見等がありますでしょうか。

これは時間をかけてよく読んでいただきたいと思います。後ほど説明があるかと思いますが、1月に市長との意見交換を行う「総合教育会議」が予定されています。その場において、この学校適正規模・配置のことをこちら側からの主な議題として要望しています。この席で、この学校適正規模・配置について市長がどのようにお考えなのか、また、教育委員との懇談の中で意見を述べる機会があるかと思われます。これを持ち帰ってしっかり読んでいただきたいと思います。

末信委員

検討委員会からの提言ですが、委員全体の支持のもとで出されたということでしょうか。

教育総務課長

6回の会議でそれぞれの委員の立場から色々な意見が出されましたが、最終的に委員会の意見としてまとめられたのがこの提言書であるにご理解ください。

末信委員

わかりました。

教育長

議論の中では喧々譁々となる場面もありました。まとめる段階においてもこだわりを持たれる委員もおられましたが、最終的には総じて「これでいこう」というこ

とで委員長と副委員長でまとめ、委員に了解を取られたうえでこの提言書となったということです。

恐らく、これから各地域において様々な反響や意見が出てくると思います。委員の皆さんもそういった声を聞いておいていただければと思います。新聞記事によってはかなり強調した表現で書かれていたのもあり、読み様によっては複式学級があるところは統廃合されると思われそうな感じもしました。他にはどうでしょうか。

全員

(なし)

教育長

続いて、生涯学習課から無形文化財の指定解除について報告をお願いします。

生涯学習課長

庄原市無形文化財の指定解除について報告します。指定が解除された文化財は、庄原市無形文化財 日本刀製作技術（保持者）で、保持者は久保善博氏です。指定年月日は平成 22 年 3 月 10 日でしたが、この度広島県無形文化財となったため解除となりました。

新たに指定となった文化財は、広島県無形文化財 日本刀製作技術（保持者）で、保持者は久保善博氏です。指定年月日は平成 28 年 10 月 27 日、指定理由は昨年 4 月に財団法人日本美術刀剣保存協会新作名刀展第 1 席高松宮記念賞を受賞され、現在の県無形文化財日本刀制作技術保持者の三上貞直氏に匹敵する技術を保持しているためということです。

庄原市文化財保護条例第 14 条第 3 項の規定では、市指定文化財について国又は県指定文化財としての指定があったときは、当該指定文化財の指定は解除されたものになります。よって、自動的に市の文化財の指定は解除されますが、同時に今後は県の無形文化財となります。説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、何か質疑、意見等がありますでしょうか。

全員

(なし)

教育長

続きまして、教育指導課より説明・報告をお願いします。

教育指導課長

庄原市学校 I C T 機器等整備基本計画（案）について説明します。

この計画はまだ案の段階なので、今回報告という形で提示します。この計画の趣旨として、児童生徒が主体的に学び続ける姿勢を培い、情報活用能力を育むため I C T 機器等の教育環境の整備をしていきたいと考えています。

「2 背景」として、文部科学省が「第 2 期教育振興基本計画」を定め、総務省の協力のもと、「教育の I T 化に向けた環境整備 4 か年計画」に基づき、地方財政措置が講じられています。さらに、次期学習指導要領などにおいても I C T 教育を推進していくとしています。本市においても、「庄原市教育振興基本計画」により、情報化に対応した教育を充実させるため、I C T 機器を有効に活用し、児童生徒の情報能力の向上を図る取り組みを推進していきたいと考えています。

「3 本市の現状」では項目・細目ごとに国の指標に対する本市の現状を示しています。その中で教育用コンピュータについて、平成 25 年度に 5 年間のリース契約で機器の更新を行い、平成 30 年度の次回更新時に合わせてタブレット端末の導入ができないかと考えています。

これに先行する形での実証研究についてですが、昨年度に民間企業の無償貸与による実証研究を行った後、今年度有償貸与による実証研究を 12 月まで総領小学校で実施しました。また、昨年度と今年度において先進校への視察や校内研修等を実施し、指導や助言を受けております。これらの取り組みによる成果と課題について、特に総領小学校での取り組みについて教員や児童の意見・感想などをとりまとめたほか、幾つか課題も出てきましたので対応策・改善策についても提案しています。

今後の整備方針として、主なところでは（１）教育用コンピュータの更新に合わせて全校にタブレット型端末などを整備し、これらを活用した授業の全市展開を図る（３）平成 30 年度の全市導入に向け、平成 29 年度に推進校を 4 校指定してタブレット端末などを先行導入し、実証研究を進めていきたいと考えています。先行導入にあたり（４）で複式学級を有する小学校、各学年 1 学級の小学校、各学年複数学級を有する小学校、中学校 1 校について、地域的なバランスを考慮し指定を行いたいと考えています。さらに（５）で I C T 支援員として臨時職員となりますが、各学校を巡回して効果的な指導・助言を頂ける方を任用できればと思います。

この取り組みによる整備経費やスケジュールについて、概算ですがこういう予算が伴うと考えています。整備スケジュールについては平成 29 年度からの案として提示していますが、平成 30 年度に教育用パソコンの更新を行い、31 年度からは I C T 支援員を 5 名に増員し取り組みを加速させたいと思います。

現在、予算関係で財政課と折衝していますが導入台数などの調整により数字的、予算的なものが変わる可能性があります。今回は素案の概要を説明しましたが、内容が固まり次第、教育委員会でご提案させていただきたいと思います。説明は以上です。

教育長

この件は、計画は立てているのですが予算が伴いますので予算がつかないとこの計画は成り立ちません。しかし、計画をきちんと立てて動いていることと、今朝の新聞の記事にもありましたが、新学習指導要領の中にも「プログラミング」という語句が使われており、今後対応するためにも 29 年度から推進校を指定するとともに、30 年度は新学習指導要領の内容を実施できるようになっていますが、しなくては本市の教育が遅れてしまいますので、是非ともこれは予算をつけていただきたいと要望しているところです。質問などがあればお願いします。

中山委員

平成 30 年度に全校の端末を更新する計画に対し、I C T 支援員の配置が 1 名となっていますが、1 名で足りるのでしょうか。

教育指導課長

現在考えているのは、夏休み期間中に研修会などを行い、2 学期以降に本格展開をと考えています。30 年度は全校展開としていますが、年度当初からすぐに動くのは難しいと思い、I C T 支援員 1 名での運用を考えています。

中山委員

わかりました。

教育長

財政課からこの I C T 支援員の必要性について質問があり、どのようになるかはわかりませんが、我々としてはこの様な計画や方針を持っているとご理解ください。

教育指導課長

財政課からは「一度教員に研修を行えばそれ以降は I C T 支援員は不要ではないのか、31 年度の 5 名も要るのか」との指摘を受けていますが、教育指導課としては

「新たなソフトとかも導入すれば研修は必要である」と要望しています。

教育長 その他どうでしょうか。

末信委員 この計画について、市長はご存知なのですか。

教育指導課長 先日、市長にこの計画を説明する機会を設けたのですが、詳細な内容の説明には至らず、タブレット端末を活用した庄原小の授業の様子を動画で数分間観ていただきました。また、機会があればこの計画を持参し説明したいと思います。

末信委員 県内の学校だったかと思いますが、この支援員がとても重要な役割を担っているとの実践発表を聞いたことがあります。そういった情報を収集されていますか。

教育指導課長 県の事例も含め情報収集し、本市でも導入が可能であれば要望していきたいと思いますが、一定のスキルを持った方でないと支援員として務まらないとも思います。

寺西委員 I C T支援員はパソコンのスキルに長けるだけでなく、学校のこともよく理解される方を採用してもらえればと思います。それと総領小学校の授業を見せてもらう機会はありますか。

教育指導課長 総領小学校の授業参観についてですが、公開研究は既に終わっていますが、そういった機会があるか確認させてください。I C T支援員は各学校も配置を望んでいますので、実現に向けて取り組んでいきたいと思います。

教育長 総領小学校でのタブレット端末を用いた授業は 12 月で終わっています。通常の授業ならば公開することはできると思います。

教育指導課長 他の学校で民間企業の無償貸与による授業をしているところがあるかもしれませんので、情報がありましたらお知らせします。

教育長 例えば学校へ行かなくてもビデオ動画を観てもらうとかはできないでしょうか。

教育指導課指導係長 教育指導課でタブレット端末を使った授業を録画したのも幾つかありますので、機会がありましたらご紹介できればと思います。

教育長 1 月は難しいかもしれませんが、2 月にでもできればと思います。

生涯学習課長 生涯学習課より第 2 期庄原市スポーツ推進計画(案)について説明してください。

生涯学習課長 この計画については、国が制定しているスポーツ基本法に基づき、地方公共団体がスポーツ推進計画を策定することにより、本市のスポーツ推進計画を策定しようとしているものです。平成 19 年度に庄原市スポーツ振興基本計画を策定後 10 年が経過し、新たな計画をするもので、骨子などはこれまでに説明させていただいたとおりです。その後、様々な会議などを経て素案を作成しましたのでお示しするとともに、概要の説明を行いたいと思います。

 計画の内容は諮問機関である庄原市スポーツ推進審議会において議論を行った他、アンケートや関係団体との協議や内部関係部署との意見交換を含めています。

 この計画の位置付けや期間ですが、スポーツ基本法第 10 条「地方スポーツ推進計画」に基づく、国の「スポーツ基本計画」を参酌するとともに、本市の「第 2 期庄原市長期総合計画」と「庄原市教育振興基本計画」との関連を図りつつ、本市スポーツ行政を総合的かつ計画的に推進するための基本計画という位置づけです。

 期間は平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間とし、29 年度から 33 年度までを前

期計画、34年度から38年度を後期計画とし、33年度の終わりには前期計画の評価し、後期計画の修正を加えていきたいと考えています。

「3 庄原市を取り巻く現状と課題」では、近年の人口の動向やアンケート調査によるライフスタイルの変化、価値観の多様化などを記載しています。

「4 庄原市スポーツ振興基本計画の検証と課題」では、各施策を検証して課題を抽出し、本計画の策定につなげようとするものです。

「5 計画の策定に向けて」では、今年6月に市民1,500人、小学5年生297人、中学2年生282人に対しアンケート調査を実施し、50.3パーセントの回答を得ました。アンケートの回答内容はこの素案に付いていませんが、最終的には資料編としてとりまとめたものを添付するとともに、市ホームページにも掲載する予定です。

これらの回答や「庄原市スポーツ振興基本計画」の課題を踏まえ、あらゆる視点からスポーツの実施状況を把握し、本市の中・長期的なスポーツ推進の指針やビジョンを明確にするよう取り組みを行っています。

「Ⅲ 基本理念」では、本計画の基本理念として「主体的なスポーツ活動をとおして、喜びと成長が実感できる生涯スポーツ社会をつくります。」とし、「2 目指す将来像」は第1期の計画と同様になりますが「生涯スポーツ社会の実現 ～市民ひとり1スポーツの推進～」を掲げます。これらを基に「3 基本体系」では単元、項目に分けて生涯スポーツと競技スポーツ・学校スポーツが5つの柱、「地域スポーツの推進」「スポーツ団体の育成・支援」「総合型地域スポーツクラブの展開」「競技力向上・ジュニアスポーツの推進」「障害者スポーツの支援」を基に連携する体系としています。

第4章からは、各体系ごとに「課題」「取り組み方針」「今後の具体的施策」に分けてどのように取り組みを行うかを示しています。ちなみに、計画書にあるグラフや写真などについては殆どをカラー化しますが、レイアウトや掲載する写真については今後も精査していくため、最終的に一部変更する場合があります。

こういった内容、構成で素案を作成し、年明け1月7日から23日の間にパブリックコメントを募集して、多くの方から意見をいただきたいと思います。委員の皆様も今回初めてこの素案を手に入れましたので、持ち帰ってご一読いただき、ご意見などであれば次回の教育委員会までにお寄せください。説明は以上になります。

教育長

今の説明の中で意見やご質問などがあればお願いします。

中山委員

自治振興区との連携に関して生涯学習委託事業増減率が区によって大きく違うのは何か経緯や理由などを把握されていますか。

生涯学習課長

生涯学習委託事業はスポーツだけではありませんので、他の事業、特に地域力の醸成を図る事業や文化的な振興を図る事業などの事業に重きを置いた区は数値的に影響が出ていると思われます。

基本的に、各地域においてそれぞれが持つ課題の解決、地域コミュニティの増進、人権意識の高揚など、社会的な課題を解決する事業を増やしていただきたい、できれば全事業の2/3程度を占めるよう進めて欲しいということを平成26年度以降

取り組んでいます。その関係で、体育や趣味に関する事業は減っていると思います。ですから、計画書の表の数字だけを見れば参加人数が減少した様に捉えられますが、ここの数字には出ない、他目的の活動は生涯学習課でも把握しており、どのように取り組みを進めていくのかは、自治振興区と連携しながらになります。

中山委員 もう一点、障害者スポーツの推進について、スポーツ指導者の育成についてもかなりハードルが高いと思うのですが、障害者の方に対する指導者は本市にいらっしゃるのか、今後の育成についてどんな方針があるのか伺います。

生涯学習課長 昨年度の全国スポーツ推進協議会の考え方に、新たに「障害者スポーツの推進の支援」というのが加わりました。実際には東広島市にある障害者支援施設と連携しているほか、障害者スポーツ指導員や地域スポーツ支援員の研修が計画的に行われているので、昨年度からスポーツ推進委員の研修カリキュラムの一つに組み込んだところです。その指導員資格を持たれている方は市内に複数名おられ、市内や備北地域内で活動されています。

一方で、障害者スポーツの組織は庄原市にはありませんので、当面はスポーツ推進委員の活動を通して障害者スポーツの理解と普及を図りたいと思います。

中山委員 現状として、需要があって利活用されている障害者の方がいらっしゃるのですか。

生涯学習課長 障害者スポーツの全国大会に選手として出場される方が市内に何人かおられますが、実際には個別に活動されています。それを庄原市内でできるように環境を作れることや、地域の中で気軽に指導を受けれる仕組みづくりが必要だと考えます。

中山委員 わかりました。ありがとうございました。

教育長 できれば、障害者スポーツに関する本市の現状や今後の取り組み方などの記述を加えるべきかと思います。合わせて、自治振興区に関するデータをフォローする記述も必要かと思います。

生涯学習課長 わかりました。把握・検討し対応したいと思います。

教育長 この計画のパブリックコメントを受けて、今後の教育委員会議での承認を経て完成という流れになろうかと思います。

生涯学習課長 1月下旬にスポーツ推進審議会の開催を予定しています。その場で変更・修正点などの審議をいただき、その後の教育委員会議で提案させていただければと思います。その際には委員の皆様には事前に案を送付させていただきたいと思います。

教育長 その他、全体を通して何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

末信委員 市内のインフルエンザ、感染性胃腸炎やノロウイルスとかの流行状況、特に学級・学年閉鎖の状況を教えてください。それと、県教委が中学校の部活動について平日1日とか土日のどちらかを休養日にするような検討をしているとのことですが、県内外の状況とかが判れば教えてください。

教育指導課指導係長 インフルエンザ、感染性胃腸炎やノロウイルスの発生・流行状況ですが、どちらも拡大している様子はなく、西城地域で学年閉鎖があった後は新たな閉鎖措置はありません。西城地域の感染性胃腸炎の発生源に西城学校給食共同調理場が疑われましたが、美古登小学校や西城中学校では症状が出なかったことや、保健所の調査な

どで西城小学校の児童が持っていた菌が学級中に広まったのではないかとのことです。インフルエンザの報告内容を見ましても、増加している兆候はありません。

教育長 先週保育所で流行したとの話を聞きましたが、関連はありますか。

教育指導課指導係長 11 月に保育所内で流行した際には学校の一部行事などを自粛する対策を取ったとのことですが、今は特にそのようなことはしていません。

末信委員 手洗いやうがいなど、各学校での指導を徹底してもらうようお願いします。

教育長 部活動の質問についてはどうでしょうか。

教育指導課長 12 月市議会本会議での一般質問でも中学校部活動の質問がありましたので、各中学校へ現状を調査しましたが、週休日、どれかの曜日を活動休止にしている中学校はありませんでした。ただ、土日のどちらかの日にはクラブはしていない中学校が殆どで、庄原中学校の 2 つのクラブが土日もクラブをしているとのことでした。

今後、国や県がどのような基準を設けてくるのかわかりませんが、現段階では注視しているという状況です。

教育長 補足しますと、県は平日に 1 日、週休日に 1 日計 2 日を設定するという内容でしたが、中学校とかからどのような反響が起きるのか気になるところです。

全国的には、週休日を週 1 日設定している中学校が 54.2%、2 日休みを取る中学校が 14.1%、全く休みを設けていないのが 22.4%だそうです。

1 回あたりのクラブの活動時間は、庄原市は交通の便や通学の関係もあってか、1 時間から 1 時間半が殆どです。全国的には 2 時間半位行うのが大半です。

しかし、部活によってはクラブ活動後、スポーツ少年団の活動とかに切り替わる場合もあるのですが、この辺りの実態は不明です。今後、各中学校の状況をもう少し詳しく調査しておきたいと思います。

寺西委員 部活動のことで外部の指導者や講師については把握されているのでしょうか。

教育指導課長 3 中学校で外部の指導者や講師による部活動が行われているとのことでした。

教育長 例年教職員の在校時間の長さについて一般質問を受けるのですが、クラブ活動の指導もそういった要因の 1 つでもあり、どうするかという課題もある一方で、例えば外部の指導者や講師を入れても教員は部に帯同しなければならないのです。指導の内容は充実するでしょうが在校時間の減少には繋がらないと思います。生徒を指導する観点から部活動の指導は教員ですべきでというのが根底にあると思います。政野議員の質問の背景には、外部の指導者や講師と教員との関係に問題がある様です。

教育長 以上で平成 28 年第 13 回教育委員会を閉会します。

— 閉会 午後 3 時 54 分 —